

令和6年度国府宮駅周辺まちづくり事業化方策等検討業務 仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、稲沢市(以下「発注者」という。)が実施する「令和6年度国府宮駅周辺まちづくり事業化方策等検討業務」(以下「本業務」という。)に関し、受注者が遵守しなければならない主な仕様を定めるものである。

(目的)

第2条 国府宮駅周辺まちづくりについては、令和4年度に鉄道高架化を一時凍結する方針を決定したことから、令和5年度に再整備の区域を見直し、「国府宮駅周辺まちづくり構想(構想図)」(以下「構想図」という。)を策定した。

本業務は、この構想図を基に、実現性の高いまちづくり計画の検討を行い、令和元年度に策定した「国府宮駅周辺再開発基本計画」の見直し計画(案)を策定するものである。

(業務場所)

第3条 本業務における業務場所は、松下一丁目地内ほかとする。

(監督員の指示及び疑義)

第4条 受注者は、本業務実施にあたり、本仕様書及び本市監督員の指示に従わなければならない。ただし、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者の協議の上、決定するものとする。

(管理技術者及び照査技術者)

第5条 本業務の管理技術者は、技術士(建設部門(都市及び地方計画))の資格保有者であり、過去5年間において、受注者として国、又は地方公共団体より発注された市街地再開発事業及び駅前広場整備に関する業務(同一業務でなくてもよい)について、管理技術者又は担当技術者として実績を有していなければならない。

2 本業務の照査技術者は、技術士(建設部門(都市及び地方計画))の資格保有者でなければならない。

(業務計画)

第6条 受注者は、契約締結後速やかに、発注者と十分な打合せを行い、次の各号に掲げる書類を発注者に提出し、承認を得なければならない。

- (1)着手届
- (2)工程表
- (3)管理技術者届及び照査技術者届（経歴証明書及び保有資格証明書）
- (4)業務計画書
- (5)その他発注者が必要と認める書類

（テクリスの登録）

第7条 受注者は契約時または変更時において、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内、完了時は業務完了後10日以内、期間内に適宜登録機関に登録申請しなければならない。

（損害賠償）

第8条 本業務遂行中に第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害は、全て受注者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過並びに被害状況等を発注者へ正確かつ迅速に報告するものとする。

（秘密の保持）

第9条 受注者は、本業務遂行中に知り得た事項及び内容全般について、発注者の許可なく他に漏らしてはならない。

（個人情報の取扱い）

第10条 受注者は、個人情報を取り扱う場合は、稲沢市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害しないようその内容の保護に努めなければならない。

（工期）

第11条 本業務の工期は、契約締結の翌日から令和7年3月25日までとする。

（成果品の納入場所）

第12条 本業務成果品は、稲沢市まちづくり部都市計画課へ納入するものとする。

（完了）

第13条 受注者は、業務完了報告書、成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をも

って完了とする。

(成果品の帰属)

第 14 条 本業務における成果は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を受けずに、複製や他への公表、貸与をしてはならない。

(契約不適合等)

第 15 条 受注者は、本業務完了後であっても、受注者の契約不適合責任等に起因する不良な箇所が発見された場合、速やかに発注者の必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担で行うものとする。

第 2 章 業務内容

(業務概要)

第 16 条 本業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 計画準備等

(1) 計画準備

本業務の目的、主旨を十分に把握したうえで、業務の内容、実施方針、スケジュール、及び実施体制等を記載した業務計画書を作成する。

(2) 打合せ

打合せは、業務着手時、中間時 3 回、成果品納入時の計 5 回行うことを原則とするが、業務実施上で疑義が生じた場合は、速やかに本市監督員と協議し、その指示に従うものとする。

2. 駅前広場・道路整備の検討

駅前広場及び道路(歩行者デッキ含む)整備について複数案の検討を行う。また、地権者、交通管理者及び交通事業者等の関係者と協議を実施して整備案を作成する。整備案については、縮尺 1/500 の測量図を基図として、計画平面図、主要断面図を作成し、概算工事費の算出を行う。なお、歩行者デッキの検討は、構造計算を行わないレベルでの検討とする。

3. 駅ビル・共同化ビルの事業化検討

(1) 駅ビルの事業内容検討

国府宮駅周辺が都市中心拠点であることを踏まえ、地権者及び鉄道事業者の意向調整を図りつつ、駅ビルに導入する機能(施設の内容)、規模、及びその配置の検討を行う。なお、鉄道事業者や地権者等の関係者に説明するため各階平面図と立面図の作成を行う。

(2) 共同化ビルの事業内容検討

地権者の意向調整と本事業に関心のある民間事業者へのヒアリング調査を行い、共同化ビルに導入する機能（施設の内容）、規模、及びその配置の検討を行う。

なお、地権者等の関係者に説明するため、共同化ビルの事業内容について各階平面図と立面図の作成を行う。

(3) 事業スキームの検討

上記の検討結果に基づき、駅ビル及び共同化ビルの事業スキームの検討を行う。

4. 国府宮駅周辺再整備の事業計画案の検討

上記までの検討結果に基づき、国府宮駅周辺再整備に関わる各種事業の目的、事業手法、施行地区、設計概要、事業手順・スケジュール等を整理する。

なお、検討に当たっては、有識者や鉄道事業者等の関係者で組織する検討会を開催し、検討会での意見や要望を反映させた事業計画とすること。

5. 都市計画決定図書作成

上記までの検討結果を踏まえ、国府宮駅西口及び東口駅前広場の都市計画の変更等に必要図書を作成を行い、関係機関との協議を行う。

6. 各種会議の運営支援

受注者は庁内調整会議、検討会及び権利者を対象とした説明会の運営支援として、当日の資料作成、出席、議事要旨の作成を行う。

なお、庁内調整会議の開催数は1回、検討会の開催数は2回、説明会の開催数は2回とする。

7. 業務報告書の作成

上記検討経緯や結果について分かりやすくとりまとめ、業務報告書として取りまとめる。

第3章 成果品

(成果品)

第17条 本業務の成果品は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 上記電子データ | 一式 |

コンサルタント業務範囲

業務範囲

